

道路交通法が変わります

～ 令和6年11月1日 施行 ～

自転車の「酒気帯び」が 罰則対象に

◎自転車の酒気帯び運転の禁止

～【罰則】3年以下の懲役または50万円以下の罰金

◎自転車の酒気帯び運転を幫助する行為の禁止

車両の提供 ～【罰則】3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類提供・依頼して同乗 ～【罰則】2年以下の懲役または30万円以下の罰金



自転車の「ながらスマホ」が 罰則対象に

◎自転車運転中の携帯電話使用等の禁止

～【罰則】6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金

◎携帯電話等を使用して交通の危険を生じさせた場合

～【罰則】1年以下の懲役または30万円以下の罰金



ペダル付き原付自転車の規定の整備

ペダル付き原動機付き自転車を、モーターを起動させずにペダルのみで走行させた場合でも一般原動機付き自転車や自動車の「運転」に該当します

※ ペダル付き原動機付き自転車とは、電動で自走する機能を備え、電動のみ又は人力のみによる運転が可能な自転車で、特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)に該当しないもの



公道走行する場合は…

ナンバープレートの表示
ヘルメットの着用
交通ルールの遵守

運転免許証の携帯
保安基準を満たした装置
自賠償保険又は共済の加入

江 別 市

～ 令和8年5月23日までに施行 ～

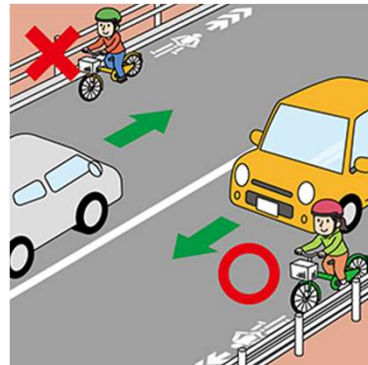
比較的軽微な違反については、刑事手続きとは異なる「交通反則通告制度」（いわゆる青切符）に則って**反則金**を納付することにより、裁判に至らずに迅速に処理が終了します。

これまで、交通反則通告制度の対象は自動車と原動機付自転車による行為のみでしたが、自転車についても対象となります。

◎ 信号無視



◎ 通行区分違反 (右側通行、歩道通行等)



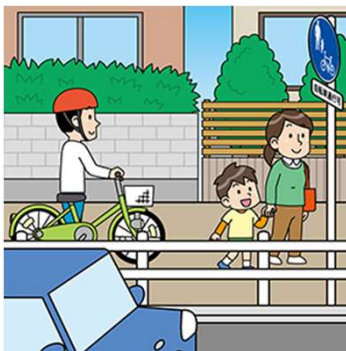
◎ 携帯電話の使用等



◎ 指定場所一時不停止



◎ 歩道における通行方法違反 (歩道で徐行せずに歩行者の通行を妨げた場合等)



他に

- ◎ 通行禁止違反
- ◎ 遮断踏切立ち入り 等

江 別 市